

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
実施方針に関する質問・意見への回答

令和3年1月

岡山市

(1) 実施方針への質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	8	第1	1	(5)6 ア	本件工事に 係るもの	本件工事の範囲に土壌汚染対策工事が含まれて おりませんが、建設予定地における土壌汚染調 査及び対策工事は、貴市にて実施されるもの との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
2	8	第1	1	(5)6 イ	本件業務に 係るもの	「運営管理事業者は・・・料金徴収を行 い・・・」とありますが、窓口における直接徴 収以外の業務（後納制利用者への料金請求、未 払い者への督促等）については、貴市にて対応 いただけるものとの理解でよろしいでしょ うか。 ※一民間企業である運営管理事業者には行政的 な強制力がないため。	ご理解のとおりです。
3	8	第1	1	(5)6 イ	本件業務に 係るもの	「・・・なお、運営管理事業者は、岡山市が行 う業務についても必要な支援と協力を行うこ と。」とありますが、具体的な内容についてご教 示ください。	入札公告時にお示しします。
4	8	第1	1	(5)6 イ	本件業務に 係るもの	焼却灰から鉄を選別して売却する業務は資源化 業務の一環として、事業者が要否を決定するも のとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	9	第1	2	(1) 1)	特定事業の 選定	定量的評価とありますが、岡山市の個々の予算 を開示していただけませんか。	現時点では、個々の予算を開示する予定はあり ません。
6	10	第2	2	(1)	事業者の募 集及び選定 スケジュール (予定)	入札価格の提出時期についてご教授願います。	入札公告時にお示しします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	10	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	令和3年6月上旬にその他全般に関する質問の受付（入札参加資格を除く）、6月下旬に質問回答の公表とありますが、技術提案書について十分な検討（回答内容の反映を含む）を実施することを目的として、約1か月程度スケジュールを繰り上げていただくことは可能でしょうか。 （5月上旬質問受付、5月下旬質問回答の公表）	入札公告時にお示しします。
8	11	第2	3	(1)4)	入札参加者の構成等	「・・・下記（2）-1）及び（2）-4）の要件をすべて満たす「プラント建設企業」1者を・・・「代表企業」として定めるものとする。」と記載があります。また、（2）-1）には「・・・土木建築設計企業の役割を分割する場合は、建屋及び土木・外構施設等担当はエ以外の要件を満たすこととし、プラント担当はオ以外の要件を満たすこと。」と記載があります。上記より、土木建築設計企業の役割を分割する場合は、（2）-1）のオ以外の要件かつ（2）-4）の要件をすべて満たす「プラント建設企業」を代表企業とすることが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	11	第2	3	(1)9)	入札参加者の構成等	「運営管理事業者をSPCとする場合は、落札者は基本契約締結時までにSPCを岡山市内に設立するものとする」とありますが、実運営期間における本店所在地を、本施設内に置くことをお認めいただけないでしょうか。 ※運営管理事業者の本店を運営開始時より本施	不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						設内に登記可能とさせていただくことで、SPCのオフィス設置に係るコストが不要となることにより、最終的に貴市の財政負担の軽減に繋がると考えます。	
10	12	第2	3	(1)11)	入札参加者の構成等	<p>「・・・当該共同企業体の出資比率は、構成員数の均等割の10分の6以上で・・・」とありますが、本件事業に土木建築設計企業を協力企業として甲型JVで結成する場合、要件である出資比率を満たすことが非常に困難であります。そのため、出資比率の要件を削除または緩和していただけないでしょうか。</p> <p>なお、分担施工型共同企業体（乙型JV）の場合は、分担工事額を定めて結成することで対応可能です。</p>	甲型JVとする場合は、実施方針に示す出資比率として下さい。
11	12	第2	3	(2)	各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	<p>「・・・業務を共同で行うときは、共同施工型共同企業体（甲型JV）を結成して参加することとする。」とありますが、岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱（平成25年4月1日適用）」の第4条第10項に則り、分担施工型共同企業体（乙型JV）につきましても、お認めいただけないでしょうか。</p> <p>理由は以下の通りです。</p> <p>① 本事業においては、土木建築設計、解体工事、プラント設計建設工事、土木建築工事と工事・業務種別が複数にまたがる異工種建設工事であること。</p>	甲型JVとするのか乙型JVとするのかは事業者の希望により選択することとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						② 本事業は解体工事が先行し、解体期間は長期間に渡ることが想定され、甲型JVとなるとプラント建設企業の出向社員が解体工事期間中に専任常駐する義務が生じること。 (これにより、現場(管理)経費が生じ、最終的に貴市の財政負担の増大につながると思料します。)	
12	13	第2	2	1) オ	参加資格要件	一級建築士の資格を有する者を5人以上配置することとありますが、現場に常駐するという意味でしょうか。	本件事業実施にあたり業務を行うものとして配置するものとし、現場に専属で配置する必要はありません。
13	13	第2	3	(2)1) オ	土木建築設計企業の要件	「・・・一級建築士の資格を有する者を5人以上配置すること。」とありますが、現場に専属で配置する義務があるのでしょうか。	No. 12 の回答をご参照ください。
14	13	第2	2	2) 3)	解体企業の要件 土木建築建設企業の要件	解体企業と土木建築建設企業は、要件を満たせば同一企業でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	14	第2	3	(2)5) ア	運営管理企業の要件	「・・・有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。」とありますが、有資格者名簿については、どの業種区分で登載していることが要件になりますでしょうか。	業種、部門等は問わず、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に登載されていればよいものとします。
16	15	第2	3	(2)5) カ	運営管理企業の要件	「・・・現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)として1年以上務めた経験を有する技術者を・・・配置できること。」とありますが、本条件に該当する技術者が限定的であるため、対象となる技	不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						術者を、「・・・現場総括責任者又はそれに準じる経験を有する者（副責任者等）として1年以上務めた経験を有する技術者を・・・配置できること。」としていただけないでしょうか。	
17	15	第2	3	(2)	各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	7) 焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業の要件に関して、セメント材料や覆土材など、具体的な資源化物の定義がありますでしょうか。	焼却灰及び飛灰資源化手法については事業者の提案とします。
18	15	第2	3	(2)	各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	7) 焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業の要件に関して、複数の企業を経由して資源化が完結する場合(例:灰運搬企業→灰洗浄企業→灰資源化企業)でもグループ構成として認められるでしょうか。また、認められる場合、灰洗浄企業も全ての要件を満たさなければならないでしょうか。	グループ構成として認めることとします。灰洗浄企業の要件は、実施方針 P. 15-7) の要件の全てを満たすこととします。なお、その際には、「資源化」を「灰洗浄」と読み替えるものとします。
19	15	第2	3	(2)6 ア	焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業の要件	「・・・有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。」とありますが、有資格者名簿については、どの業種区分で登載していることが要件になりますでしょうか。また、同頁7) -ウの要件と同様に、試運転開始までに登載していることが要件と理解してよろしいでしょうか。	No. 15 の回答をご参照ください。また、後段については、開札日時点で当該名簿に登載されていることとします。
20	15	第2	3	(2)7 ア	焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業の要件	「・・・有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。」とありますが、有資格者名簿については、どの業種区分で登載していることが要件になりますでしょうか。	No. 15 の回答をご参照ください。また、後段については、開札日時点で当該名簿に登載されていることとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						また、ウの要件と同様に、試運転開始までに掲載していることが要件と理解してよろしいでしょうか。	
21	29	別紙-2	建設予定地位置図		拡大図	令和2年7月21日に受領した見積設計図書及び見積書の提出に関する質問回答書に記載の通り、市民屋内温水プールの北側の道路（場内道路用地）につきましては、施設を建設することは出来ないものと理解しておりますが、工事期間中の使用（重機の配置など）については、認めていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	工事期間中に関しても市民屋内温水プールは営業中であるため、当該道路についての使用については岡山市との協議によるものとします。
22	30	別紙-3	共通		許認可遅延リスク	「生活環境影響調査における・・・」が事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にならない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。本件事業の設計に関しては、生活環境影響評価に示す設計諸元、予測評価を基に設計を行ってください。
23	30	別紙-3	共通		許認可遅延リスク	「事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの」が事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にならない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
24	30	別紙-3	共通		事故の発生リスク	本リスクが事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にならない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
25	30	別紙-3	共通		第三者賠償リスク	「事業者が実施する業務に起因して発生する事故、・・・」が事業者負担となっておりますが、事業者が善良な管理者としての注意を払っていたにも関わらず損害が発生した場合は、免責さ	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						れるものと理解してよろしいでしょうか。	
26	31	別紙-3	設計段階		設計変更リスク	設計変更リスクにおいて、既施設のアスベスト・ダイオキシン等の含有測定・濃度調査を岡山市の方で事前調査を行い、ご提示いただけるという判断でよろしいでしょうか。	現時点では岡山市は事前調査を行う予定としておりません。法に基づいて事業者にて事前調査を行ってください。
27	30	別紙-3	設計段階		建設着工遅延	「上記以外の要因によるもの」が事業者負担となっておりますが、事業者の事由によらない天災および第三者の要因によるもの等は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
28	31	別紙-3	建設段階		建設敷地リスク	事前に予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大は、岡山市負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	31	別紙-3	建設段階		工事費増大リスク	「上記以外の要因による工事費の増大」が事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にはない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
30	31	別紙-3	建設段階		工事遅延リスク	「上記以外の要因による工事遅延、・・・」が事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にはない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
31	31	別紙-3	建設段階		一般的損害リスク	本リスクが事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にはない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
32	31	別紙-3	運営段階		物価変動リスク	「施設の供用開始後のインフレ、デフレ」と記載がありますが、供用開始後の運営費のみならず、入札時以降の工事費等の増減につきまして	入札公告時にお示しします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						も、同様にリスク分担していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	
33	31	別紙-3	建設段階		物価変動リスク	運営段階での物価変動リスクの記載がありますが、建設段階でも工事期間が長いため、市況変動による物価スライド条項の規定を明記していただきたくお願いいたします。	入札公告時にお示しします。
34	32	別紙-3	運営段階		電気・熱供給リスク	余熱利用施設への蒸気・電力・温水供給停止に伴う費用増大について、帰責事由が事業者にある場合は事業者のリスク分担とありますが、共通休炉等の計画的かつ不可避な供給停止については、本リスクに該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、共通休炉中等の供給停止期間は必要に応じて余熱利用施設側で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。 後段については、ご理解のとおりです。
35	32	別紙-3	運営段階		利用者リスク	「見学者等の・・・(上記以外の部分・箇所が発生した事故」が事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
36	32	別紙-3	運営段階		施設破損リスク	「事故・火災等の修復等に係るもの」が事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が市にある場合に限り、事業者負担とはなりません。
37	32	別紙-3	運営段階		施設破損リスク	搬入されるごみを全て事業者で監視することは困難であるため、搬入禁止物に起因して施設・設備が損傷した（例えば、リチウムイオン電池	本件業務の履行にあたっては、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たし、搬入禁止物に起因する施設・設備の損傷は極力起こらないよう

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						の発火に伴って発生した火災など) 場合は、第三者による施設破損に該当するものと理解してよろしいでしょうか。	努めてください。また、左記の要因による火災の場合も適切な措置(施設停止、消火活動)を行うこととします。なお、リスクに関しては分担のとおりです。

(2) 実施方針への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
1	2	本実施方針で用いる用語			北側用地施設	令和2年7月21日に受領した見積設計図書及び見積書の提出に関する質問回答書に記載の通り、北側用地については、駐車場や資材置き場等の工事用地としての利用は出来ないものと理解しておりますが、駐車場や資材置き場等の利用について、ご再考いただけないでしょうか。	敷地北側用地については令和8年4月までの期限で借地契約に基づき民間企業が借用している土地であるため、上記の期日以降については岡山市との協議によるものとします。
2	7	第1	1	(5)	事業の内容	2) 契約の形態オ. 運搬業務およびカ. 資源化業務の項目で、焼却灰(焼却主灰と理解しました)と飛灰それぞれで契約を締結するとありますが、主灰と飛灰を区別せずに、運搬業務と資源化業務の2契約で締結するのが合理的と考えます。	ご意見として承ります。
3	9	第1	2	(2)	選定手順	定量評価の実施については、本工事による地域経済活性化の為、地元業者活用による地域貢献にも重点をおいてほしい。	ご意見として承ります。
4	10	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	技術提案書の提出まで、入札公告から約4カ月、その他全般に関する質問回答から2カ月弱と短納間です。技術提案書の提出までの期間を延長して頂きたいと思っております。	ご意見として承ります。 スケジュールについては入札公告時に改めてお示しします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
5	12	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	11)「共同施工型共同企業体（甲型JV）とする」とありますが、乙型JVも可能としてご検討いただきたく、お願いいたします。	(1) 実施方針の質問回答-No. 11 の回答をご参照ください。
6	12	第3	(2)		参加資格要件	共同施工型共同企業体（甲型JV）を結成して参加となっていますが、別紙-3の工事費増大リスク、工事遅延リスク等を考慮すると異業種の各構成員が各々責任分担して建設工事請負契約を締結する乙型JVが岡山市にとって有益と考えます。乙型JVへの変更をお願いいたします。	(1) 実施方針の質問回答-No. 11 の回答をご参照ください。
7	18	第2	4	(2)	総合評価	落札者決定基準の入札公告前公表をお願いいたします。	ご意見として承ります。
8		別紙-3			本事業に係るリスク分担(案)	事故の発生リスクの分担は、帰責事由における負担棲み分けとして考慮願います。	ご意見として承ります。
9	33	別紙-4	1	(1)	基本協定の締結	「・・・速やかにSPCを設立しなければならない。」とありますが、SPCの設立は、基本協定締結後（令和3年12月上旬予定）から仮契約の締結（令和4年1月下旬予定）までの期間に実施を予定しています。設立に必要な期間の確保につきましてご配慮いただきますよう、お願いします。	ご意見として承ります。